

令和7年度 狂犬病予防集合注射を実施します

【連絡先】
庄原市役所高野支所
地域振興室
産業建設係
電話 86-2113

犬の所有者には、狂犬病予防法によって、生後91日以上の犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市では、狂犬病予防集合注射を以下のとおり実施します。お住まいの地域の近くを回りますので、是非この機会をご利用下さい。犬の新規登録も受け付けます。

すでに飼い犬の登録がお済みの所有者には、お知らせの文書（狂犬病予防注射通知書兼申請書）を送付しますので、会場へお越しの際には必ずご持参ください。

☆料金及び手数料（会場で支払ってください）

新規登録と予防注射の場合 一頭につき 6,100円

予防注射のみの場合 一頭につき 3,100円

※料金は事前によく確認し、つり銭が要らないようにご協力をお願いします。

犬の登録および狂犬病予防集合注射日程表

月 日	場 所	時 間
5月8日 (木) (岡獣医師)	森山礼子様宅前	9:00 ~ 9:25
	下湯川農協倉庫前	9:30 ~ 9:35
	高野保健福祉センター前	9:40 ~ 9:50
	和南原地区営農組合倉庫前	10:00 ~ 10:30
	高野スノーステーション前	10:35 ~ 10:40
	中門田老人集会所前	10:45 ~ 10:50
	奥門田宮の下	11:00 ~ 11:05
	白根りんご園直売所	11:15 ~ 11:25
	古家商店前	11:30 ~ 11:35
	藤永章吾様宅前	11:40 ~ 11:50

※犬を制御できる方が連れて来てください。

※会場での糞の始末は飼い主が責任をもって行ってください。

集合注射が受けられない場合には

個別に動物病院にて狂犬病予防注射を受けてください。

受診後、動物病院にて注射済証明書を受け取り、必ず市役所環境政策課若しくは各支所地域振興室・産業建設室で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。（注射済票の交付には注射済証明書と手数料 550 円が必要です）

※庄原および三次市内の動物病院では狂犬病予防注射済票の交付及び登録の手続きを一括して受けられます。

※犬の登録がない場合や犬の所在地が庄原市にない場合は、狂犬病予防注射済票を交付することができませんのでご注意ください。

※犬の鑑札及び注射済票の飼い犬への装着は、法律により義務付けられています。

犬に関する届け出のお願い

犬も人同様に各種届出が必要です。以降のような場合には、市役所環境政策課もしくは各支所地域振興室・産業建設室へ届け出をお願いします。なお、各様式は前記窓口及び、庄原市ホームページ（犬に関する手続きについて）にて入手できます（死亡届のみ市役所市民生活課にて様式入手及び届出が可能です）

新規登録

・手数料が一頭につき 3,000 円かかります。

※庄原および三次市内の動物病院では手続きを一括して行えます。

登録内容の変更

・転入、引越し、譲渡など登録内容に変更があった場合はすみやかに届け出てください。

死亡

・犬の登録は死亡届提出をもって抹消します。

※鑑札等が手元にあれば届出に添付してください。

動物は、家族同様の愛情と責任をもって最期まで飼いましょう

- ① 犬のフンの始末は、飼い主が責任をもって行いましょう。
- ② 犬は、鎖などにつないで飼いましょう。
- ③ 散歩をさせるときは、リード（綱など）をつけましょう。
- ④ 犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は常に飼い犬の首輪につけておきましょう。